

佐野市立小中学校適正規模・適正配置基本計画  
(後期計画)

令和元年8月

佐野市  
佐野市教育委員会

## 目 次

1	基本方針	1
2	現状	1
	(1) 適正規模基準に合致しない学校	1
	(2) 施設の老朽化	1
	(3) 通学区域	1
	(4) 学校教育制度の改正	1
3	適正規模・適正配置計画（後期）のテーマ	2
	(1) 複式学級の解消	2
	(2) 施設老朽化への対策	2
	(3) 適正規模基準に基づいた通学区域の設定	2
4	適正規模・適正配置計画（後期）骨子	3
	(1) 義務教育学校の設置	3
	(2) 複式学級への対応	3
5	後期計画を進めるにあたって	4

## 1 基本方針

- (1) 佐野市第2次総合計画の基本方針に沿い、コンパクトシティ構想、市有施設適正配置計画など、本市の行政経営の方向に沿った計画とする。
- (2) 市内の小中学校を将来的に施設一体型義務教育学校とし、より一層の小中一貫教育を推進する。

## 2 現状

### (1) 適正規模基準に合致しない学校

#### ○適正規模基準

小学校（6～18 学級 96 人～630 人） 中学校（9～18 学級 144 人～630 人）

- ・ 基準に満たない学校 ※2024 年見込み  
吾妻小、出流原小、栃本小、多田小
- ・ 基準オーバー ※2024 年見込み  
植野小、城北小

### (2) 施設の老朽化

あそ野学園義務教育学校、葛生・常盤中学校区の小中学校を除いた  
学校施設の経過年数（2019. 3. 31 年現在 経過月数切り捨て）

	34 年	35 年～40 年	41 年～45 年	45 年～50 年	合計
小学校	1 校	5 校	5 校	5 校	16 校
中学校	1 校	4 校	1 校	0 校	6 校

※参考：耐用年数47年（校舎：鉄骨鉄筋コンクリート造）

### (3) 通学区域

一部の地域において、大規模校解消などにより通学区域規則で指定された以外の学校へ通学している。それに伴い、一部の学校で生徒数が増え、学校運営へ影響を及ぼしている。また、そのことにより町会活動の育成会、体育協会など自治会活動へ影響が出ている。

### (4) 学校教育制度の改正

平成28年の学校教育法の改正により、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小中一貫教育を実施することを目的とした義務教育学校の制度が創設された。義務教育学校では前期課程での教科担任制や義務教育9年間を一体的にとらえた「4・3・2制」の導入などが可能となり、全国的に義務教育学校へ改変する学校が出てきている。

### 3 適正規模・適正配置計画（後期）のテーマ（目的）

「2. 現状」を踏まえその課題を解消するためのテーマ（目的）について整理し検討をする。

#### （1）複式学級の解消

学校の小規模化は、児童生徒一人一人に目が行き届きやすく、きめ細やかな指導が行いやすい反面、集団の中で、多様な考えに触れたり切磋琢磨したりする機会が少なくなりやすい。複式学級を有する学校では、学習や集団活動における制約も多く、その解消を図ることが喫緊の課題である。

前期計画では複式学級の解消を目的に「田沼西中学校区」「葛生・常盤中学校区」の義務教育学校の設置を計画したが、後期計画では2024年までに吾妻小、出流原小、栃本小、多田小で複式学級となることを見込まれることから前期計画に引き続き複式学級の解消を図る必要がある。

#### （2）施設老朽化への対策

学校施設は、子どもたちの学習・生活の場であり、学校教育活動を行うための基本的な教育条件であるため、充実した教育活動を十分に展開できるよう、機能的な施設環境を整えるとともに、豊かな人間性を育むのにふさわしい、快適で十分な安全性、防災性、防犯性や衛生的な環境を備えた安全・安心なものとする必要がある。

佐野市内の小中学校の校舎は、2019年3月末現在で、全て築30年以上経過しており、特に天明小は築50年以上、佐野小は築50年近く経っており早急な対策を検討する必要がある。

#### （3）適正規模基準にもとづいた通学区域の設定

施設一体型の義務教育学校を設置するにあたっては、適正規模基準にもとづき、小中学校の大規模化、小規模化の解消を図るとともに、自治会活動ができるよう配慮した地区にもとづいた通学区域及び現在の中学校区にもとづいた通学区域を設定する。

#### 4 適正規模・適正配置計画（後期）骨子

「1. 基本方針」や「3. 適正規模・適正配置計画（後期）のテーマ（目的）」にもとづき、義務教育学校の学区についてまとめる。また、複式学級の解消を目的に小学校の段階的な統合についても検討を進める。

計画期間は「佐野市市有施設適正配置計画」の終期と合わせて、現時点では2023年度～2047年度までの25年計画とするが、社会情勢、地域の実情、財政状況等の変化により適宜見直すものとする。

##### （1）義務教育学校の設置

###### 1) 城東中学校区の義務教育学校の設置

対象小学校	通学区域
佐野小	久保町（両毛線以南）、相生町、高砂町、万町、亀井町、金屋下町、金吹町、若松町（両毛線以南）、浅沼町
天明小	伊賀町、本町、大蔵町、朝日町（両毛線以南）、大町、天明町、大和町、金屋仲町、金井上町、大祝町、上台町、植野町（1953～2007 番地枝番含む）
城北小	久保町（両毛線以北）、朝日町（両毛線以北） 若松町（両毛線以北）、天神町

###### 2) 佐野西中学校区の義務教育学校の設置

対象小学校	通学区域
天明小	大橋町
植野小	七軒町、赤坂町、君田町
旗川小	並木町、免鳥町、小中町
吾妻小	村上町、上羽田町、下羽田町、高橋町

###### 3) 南中学校区の義務教育学校の設置

対象小学校	通学区域
植野小	植野町（1953～2007 番地以外）、植上町、寺中町、植下町、若宮上町、若宮下町、伊保内町、大古屋町、庚申塚町、田島町、船津川町、飯田町
界小	馬門町、高山町、高萩町、北茂呂町、茂呂山町、越名町

4) 北中学校区（犬伏地区）の義務教育学校の設置

対象小学校	通学区域
犬伏小	犬伏上町、犬伏中町、犬伏下町、犬伏新町、菰川町、富士町、大栗町、富岡町
犬伏東小	米山南町、関川町、町谷町、伊勢山町、栄町、西浦町、鑑塚町、黒袴町

5) 北中学校区（堀米地区）の義務教育学校の設置

対象小学校	通学区域
城北小	堀米町、奈良淵町、田之入町

6) 赤見中学校区の義務教育学校の設置

対象小学校	通学区域
赤見小	赤見町
石塚小	石塚町
出流原小	出流原町、寺久保町

7) 田沼東中学校区の義務教育学校の設置

対象小学校	通学区域
田沼小	田沼町（本町、上町東区、上町西区を除く）
吉水小	小見町、吉水町、新吉水町、吉水駅前1丁目、吉水駅前2丁目、吉水駅前3丁目
栃本小	栃本町
多田小	多田町、山越町

(2) 複式学級への対応

児童生徒数の将来推計では、市内の小学校で2022年以降複式学級が発生する可能性があるため、今後の児童生徒数を注視し、小学校同士の段階的な統合についても検討を進める。

5 後期計画を進めるにあたって

義務教育学校を設置する事業年次、施設の規模及び事業費等については、別に策定する実施計画において、社会情勢、地域の実情、財政状況などを勘案して定めていくものとする。